

介護サービスの提供における 不適正事例について

(指定取消等処分事例)

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

以下の事例は、介護サービス事業者等に対する指定取消処分事案の一例です。

それぞれの事例において、指定取消処分等の理由は複数ありますが、そのうち一部を記載しています。

※令和元年度における指定取消等の行政処分等は、令和2年2月末時点で**48件**（各都道府県等からの通知による）となっています。

【事例1】

令和元年7月指定取消処分

訪問介護

具体的なサービス内容を記載するサービス提供記録が一部作成していない。（不正又は著しく不当な行為）

実際には勤務していない訪問介護員が、サービス提供を行ったとする記録を作成し、介護報酬を請求し、受領した。

医療機関受診等で利用者が不在にもかかわらず、訪問してサービスを提供したとする記録を作成し、介護給付費を請求し、受領した。（不正請求）

【事例2】

令和元年5月指定取消処分

通所介護

生活相談員として勤務する意思がない者を、生活相談員として配置すると虚偽の記載をし、介護保険事業所としての指定を受けた。（不正の手段による指定）

【事例3】

令和元年7月指定取消処分

訪問看護

主治の医師による指示を受けることなく、事業所の判断により指定訪問看護を提供し、介護報酬を請求し、受領した。

看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとして介護報酬を請求し、受領した。（不正請求・運営基準違反）

【事例4】

令和元年11月指定取消処分

訪問介護

指定更新申請時に、退職している職員を配置していると記載し、指定を受けた。（不正の手段による指定）

更新後、人員基準違反と知りながら、サービス提供責任者を配置せず、訪問介護員等の人員が最低基準の常勤換算2.5人以上を満たさなかった。（人員基準違反）

人員基準違反と知りながら、介護報酬を請求し、受領した。（不正請求）

【事例5】

令和元年7月指定取消処分

訪問介護

事業所の管理者が、利用者の金品を窃取した。
(人格尊重義務違反 (高齢者虐待))

おわりに

介護サービス事業者等は、介護保険法、関係令規及び関係通知に定められた基準等を遵守し、適正な運営を行わなければなりません。

これらの事例を戒めとし、事業所等の適正な運営を図ってください。